

第4次大阪府障がい者計画の概要

参考資料 1

第4次障がい者計画とは (根拠: 障害者基本法及び障害者自立支援法)

【計画の位置づけ】

○障がい者計画は、障害者基本法に定める都道府県障がい者計画(=障がい者施策全般に関する総合的・基本的な計画)。前計画が平成23年度末で期間満了であったため、新たな計画を策定。
 ⇒障害者自立支援法に基づく障がい福祉計画(=障がい福祉サービス等の確保に関する計画)についても、平成23年度末で期間満了であったため、
第4次大阪府障がい者計画は、障がい福祉計画を包含するものとして、一体的に記述。
 ※障がい福祉計画は、すべての市町村において策定されており、これらと整合性を確保しつつ作成している。

【計画期間と基本理念】

○計画期間は、平成24(2012)年度から平成33(2021)年度までの10年間(障がい福祉計画に関する部分は、国の基本指針に即して平成26(2014)年度までの3年間)。
 ○本計画は、第4次大阪府障がい者計画(仮称)検討委員会及び大阪府障がい者施策推進協議会の意見具申、及び障害者基本法の改正などの最新の動向も踏まえ、
「人が人間(ひと)として支えあいともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念とする。

第4次計画の基本的な方向性

基本法改正等を踏まえた「5つの基本原則」

- △権利の主体としての障がい者の尊厳の保持
- △社会的障壁の除去・改善
- △障がい者差別の禁止・合理的配慮の追求
- △真の共生社会・インクルーシブな社会の実現
- △多様な主体による協働

現状を踏まえた「3つの最重点施策」

□入所施設や病院からの地域移行の推進

【課題】

他の都道府県と比べて進展しているが、更に広がりのある形で展開が必要

【平成26年度における目標】

- ・施設からの地域移行: 40%(国基準30%)
- ・入所者数の減少: 20%(国基準10%)
- ・精神科病院の平均退院率(1年未満入院者): 77.8%(7%増)

□就労支援の強化

【課題】

実績は伸びているものの十分ではなく、定着支援なども必要

【平成26年度における目標】

- ・福祉施設からの一般就労: 1,100人[5.4倍(国基準4倍)]
- ・障害者就業・生活支援センターの1年後職場定着率90%

□施策の谷間にあった分野への支援の充実

【そのほか、更に推進する分野】

- ・発達障がい者
- ・高次脳機能障がい者
- ・障がい児
- ・医療的ケアが必要な重症心身障がい児者
- ・盲ろう者
- ・難病・慢性疾患患者 等

生活場面ごとの取組み

障がい当事者の視点から施策を検討し、生活場面ごとに取組み内容を掲載

生活場面1「地域やまちで過ごす」

＜めざすべき姿＞障がい者が地域で快適に暮らし活動している

- 「広がり」と展開力のある地域移行」の推進(民間施設、障がい児施設、市町村の関与)
- 「親なき後」を見据えた支援の充実、在宅障がい者と家族のためのサービス基盤の整備
- グループホーム等の整備、自立支援協議会の充実などによる相談支援体制の強化
- バリアフリー化の更なる推進 等

(平成28年度末)

・18歳以上の障がい児施設入所者ゼロ

生活場面4「心や体、命を大切に」

＜めざすべき姿＞障がい者が必要な医療や相談をいつでも受けることができる

- 在宅の重症心身障がい児(者)への支援
- 高次脳機能障がいに関わる地域支援ネットワークの充実
- 医療サービス、リハビリテーション、こころの健康相談の充実 等

(平成26年度)

・医療的ケア対応障がい福祉サービス事業所数: 600事業所

生活場面2「学ぶ」

＜めざすべき姿＞障がいのある人が本人のニーズに基づき、障がいのない人と同じ場で学んでいる

- 早期発見・療育の充実、児童発達支援センターや発達障がい児の療育拠点の整備
- 通常学級・支援学級で教育を受けられるよう支援の充実
- たまがわタイプ高等支援学校の整備 等

(平成25年度)

・知的障がい支援学校高等部の就職率の向上: 35%

生活場面5「楽しむ」

＜めざすべき姿＞障がい者がより質の高い生活を楽しみ生き生きと活動している

- 障がい者スポーツの裾野拡大、競技力の向上、人材養成、ノウハウの普及
- 芸術・文化カレッジなど自己実現の機会の確保
- 社会参加、余暇活動の充実 等

(平成26年度)

・中級障害者スポーツ指導員登録者数: 260人

生活場面3「働く」

＜めざすべき姿＞障がい者が働くことを当然と考え、能力や適性を活かして仕事に就き、働き続けている

- ハートフル条例の推進等による障がい者雇用の拡大、企業等への雇用/ハウの提供、啓発
- チャレンジ雇用、行政の福祉化の取組み
- 障害者就業・生活支援センターを核とした地域の就労支援ネットワークの構築・強化
- 経営改善や共同受注等による工賃の向上
- 就労継続(定着)に向けた取組の充実 等

(平成26年度)

・就労実績のない就労移行支援事業所ゼロ
 ・工賃水準の向上: 12,300円(現行より約30%引上げ)

生活場面6「人間(ひと)としての尊厳を持って生きる」

＜めざすべき姿＞社会のだれもが障がい者への合理的配慮を実践し、障がい者が社会の構成員として尊厳を持って生きていることを実感している

- 障がい者や障がいに対する理解の推進
- 差別の禁止と合理的配慮の普及・啓発
- 虐待防止、権利擁護の充実
- 防災・防犯の推進
- 情報・コミュニケーションの確保 等

計画の推進体制など

- 本計画は、ホームページに掲載するなど広く周知。
- 計画の進捗状況を適切に評価するため、大阪府障がい者施策推進協議会や大阪府障がい者自立支援協議会に報告
 ⇒対応策などについて意見を聴いて、計画を推進

テーマ2：ともに生きる自立支援社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加を支援します

めざす方向

◆「第4次大阪府障がい者計画」の基本理念である「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり」の実現
 最重点施策：1「地域移行の推進」、2「就労支援の強化」、3「施策の谷間にあった分野への支援」

（中長期の目標・指標）

年度	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
◆第4次大阪府障がい者計画【*9】	→													
◆第3期大阪府障がい福祉計画【*10】	→													
・入所施設からの地域移行【*11】者目標	●平成17年10月現在の入所者数の40%（国基準30%）													
・福祉施設からの一般就労【*12】者数	●1,100人													
・発達障がい児（者）への専門的支援【*13】 ができる事業所数	●120事業所													
	※数値目標の時期 国の基本方針に則し、第3期大阪府障がい福祉計画による平成26年度													

「めざす方向」の実現に向けた24年度の取組みと目標

今年度何をするか？

障がい者の地域移行・地域生活を支援

- 施設入所者への働きかけ、施設内での自活訓練や退所後の訪問等の支援により、地域移行を推進
- 地域移行支援等の中核的役割を担う地域体制整備コーディネーター【*14】の整備を支援等

障がい者の就労支援の強化

- 福祉施設からの一般就労を促進するため、障害者就業・生活支援センター【*15】を核とした地域ネットワークの構築・強化や、福祉施設への人的支援等により、就労支援の取り組みを強化
- ハートフルオフィス【*16】の拡充など、障がい者の非常勤雇用を促進し、一般就労への移行を支援

障がい者施策の谷間にあった分野への支援の充実

- 発達障がい児（者）の早期発見・療育のため、訪問による事業所支援や研修等の人材育成を実施
- 高次脳機能障がい【*17】者の支援拠点を整備し、不足している障がい福祉サービス事業所を拡充
- 医療的ケア【*18】が必要な重症心身障がい児（者）【*19】の地域生活を支えるため、福祉・医療の連携基盤を整備
- 盲ろう者の社会参加促進のため、技量の高い盲ろう者通訳・介助者を確保

障がい者の尊厳の保持

- 障害者虐待防止法【*20】の施行に向け、虐待防止、早期発見、早期対応の体制整備並びに養護者支援の充実

何をどのような状態にするか？

障がい者の地域移行・地域生活を支援

- 入所施設からの地域移行者数：320人
（平成17年10月現在の入所者数の30%）
- 地域体制整備コーディネーターの配置数：34箇所

障がい者の就労支援の強化

- 福祉施設からの一般就労者数：900人（うち府事業：300人）
- ハートフルオフィスからの一般就労者数：5人

障がい者施策の谷間にあった分野への支援の充実

- 発達障がい児の早期療育のための支援事業所数【*21】：48事業所
- 高次脳機能障がい者を受け入れるグループホーム数：4箇所
- 医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）に対応する身体介護技術研修受講事業所数【*22】：600事業所
- 大阪府登録盲ろう者通訳・介助者数【*23】：300人

障がい者の尊厳の保持

- 障がい者虐待防止に係る研修会回数【*24】：16回（1,200人対象）

大阪府障がい者自立支援協議会(19名)

ケアマネジメント推進部会

8名

相談支援ワーキング

地域支援推進部会

10名

地域移行ワーキング
【身体・知的】

地域移行ワーキング
【精神】

就労支援部会

13名

重症心身障がい児(者)地域
ケアシステム検討部会

21名

●専門部会として、「重症心身障がい児(者)地域ケアシステム検討部会」「就労支援部会」を新設。

●地域移行の課題等を検討するため、地域支援推進部会内に「地域移行ワーキング(身体・知的、精神)」を設置。なお、精神障がい者退院促進支援事業運営委員会は、地域移行ワーキング(精神)として再編。